

議案第15号

三朝町水力発電施設周辺地域交付金基金条例の設定について
次のとおり三朝町水力発電施設周辺地域交付金基金条例を設定することについて、
地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を
求める。

平成15年3月10日

三朝町長 吉田 秀 光

平成15年3月24日 原案可決

三朝町議会議長 藤井 享

三朝町条例第 号

三朝町水力発電施設周辺地域交付金基金条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第241条の規定に基づき、
三朝町水力発電施設周辺地域交付基金の設置並びに管理及び処分に関する事項を
定めることを目的とする。

(設置)

第2条 水力発電施設の設置により生じた自然環境及び生活環境への影響を緩和する
ための措置に要する費用に充てるため、三朝町水力発電施設周辺地域交付金基金
(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法に
より、これを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(処分)

第6条 基金は、水力発電施設の設置により生じた自然環境及び生活環境への影響を緩和するための措置に要する費用に充てる場合に限り、その一部又は全部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。